

医療的ケア児と そのご家族の皆様へ

**医療的ケア児登録名簿の作成にご協力ください
皆さんの声や情報を市の支援施策につなげます**

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族の個々の実態に応じた一層の支援の充実や支援情報の共有促進が求められています。

お名前、ご住所、医療的ケアの内容などの情報をご回答ください。登録名簿として管理し、行政上の基礎資料として利用し、支援施策の検討等につなげます。

＜回答いただいた情報の利用目的＞

- 医療的ケア児の実態把握
- 医療的ケア児とその家族のための支援体制の整備
- 医療的ケア児とその家族に対する情報提供
- 医療的ケア児とその家族のための支援施策の検討

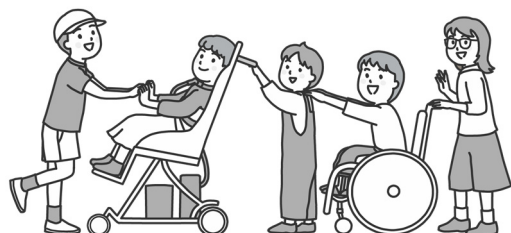
回答いただいた情報は、個人情報の取扱いに十分注意して管理します。

**回答はコチラから
(HARPフォーム)**



「千歳市医療的ケア児登録名簿同意書兼登録情報記入票」の入力フォームにつながります

ご回答お待ちしております



問い合わせ

千歳市こども福祉部 児童発達支援センター
医療的ケア児等コーディネーター
066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市総合福祉センター2階
電話: 0123 - 24 - 0348
メール: ryoiku@city.chitose.lg.jp

医療的ケア児登録名簿に関するよくある質問

Q 1 回答・同意は義務ですか。

A 1 回答・同意は任意です。名簿に登録いただくことにより、実態を把握し、医療的ケア児とそのご家族に対する支援施策等を促進していきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

Q 2 登録名簿はどのように利用されますか。

A 2 千歳市の関係機関が、次の利用目的の達成に必要な範囲において、登録名簿を取り扱います。必要な範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

- (1) 医療的ケア児の実態把握
- (2) 医療的ケア児とその家族のための支援体制の整備
- (3) 医療的ケア児とその家族に対する情報提供
- (4) 医療的ケア児とその家族のための支援施策の検討

Q 3 登録した情報が利用される範囲はどこまでですか。

A 3 千歳市医療的ケア児支援協議会に關係する市内部の次の機関においてのみ利用します。

- ・保健福祉部障がい者支援課
- ・保健福祉部母子保健課
- ・こども福祉部こども政策課
- ・こども福祉部こども家庭課
- ・こども福祉部子育て総合支援センター
- ・こども福祉部児童発達支援センター
- ・教育委員会教育部学校教育課
- ・市立千歳市民病院患者サポートセンター地域医療連携課

Q 4 登録した内容は、修正・変更できますか。また、毎年更新が必要ですか。

A 4 登録した内容を修正・変更する場合には、児童発達支援センターにご連絡いただきますようお願いいたします。今後、年に1度の定期的な更新を行います。別途ご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。

Q 5 名簿登録への同意を取り下げることはできますか。

A 5 名簿登録の同意を取り下げる場合は、登録抹消手続きを行いますので、児童発達支援センターにご連絡いただきますようお願いいたします。

Q 6 名簿登録はいつまで保管されますか。

A 6 名簿登録の同意取り下げのお申し出がない限り、満18歳の学校等を卒業する年度末まで保管・活用いたします。

お子様が、障害者サービスに移行する場合には、登録事項を障がい者支援を担当する障がい者支援課に引き継ぎます。